

ID: 5200

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	個人施行者に対する監督処分		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第99条第1項及び第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第99条第1項及び第2項の規定による。 (個人施行者に対する監督) 第99条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション再生事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。 3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション再生事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日